

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 平成二十九年年度自衛官第五次募集（自衛官候補生）
  - 優良図書 の 推奨
  - 有害図書 の 指定
  - 精神通院医療を 担当する 医療機関 の 指定
  - 精神通院医療を 担当する 医療機関 の 指定の 辞退
  - 指定通所支援の 事業の 廃止の 届出
  - 道路の 区域変更
- 【公告】
- 平成二十八年年度不服申立ての 処理状況
  - 特定非営利活動法人の 設立 認証の 申請
  - 都市計画の 案の 作成に 関する 公聴会 の 開催 の 中止
  - 開発許可を受けた 開発行為に 関する 工事 の 完了

危機管理課

男女共同参画青少年課

年課

健康推進課

”

障害福祉課

道路整備課

総務学事課

県民生活交通課

都市計画課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十九年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生(男子・女子)

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないもの

三 受付期間

平成二十九年十月十六日から同年十一月二十二日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成二十九年十一月二十五日又は同月二十六日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿)

八 採用予定時期

平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協

力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせる  
こと。

自衛隊岡山地方協力本部

○八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

○八六一二二四一七八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第五百四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
 平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作・絵	発 行 所	対 象
1	とらぎちのいいところ	H@L	作・絵	フレーベル館	幼 児
2	とりこしぶくろう	滑 川 ま い	著	白 泉 社	”
3	こうちゃんとおぼく	くすのき しげのり	作	講 談 社	小学生(低)
		黒 須 高 嶺	絵		
4	6 この点 点字を発明したルイ・ブライエのおはなし	ジェン・ブライエアント	文	岩 崎 書 店	” (低)
		ボリス・クリコフ	絵		
		日 当 陽 子	訳		
5	選べる図鑑絵本 日本地図の迷宮 改訂版	瀧 原 愛 治	絵	学 研 プ ラ ス	” (中)
		井 田 仁 康	監修		
6	きのこのふしぎえほん	山 本 理 貴 子	作・絵	P H P 研 究 所	” (高)
		保 坂 健 太 郎	監修		
7	わたしの苦手なあの子	朝 比 奈 蓉 子	作	ポ プ ラ 社	” (高)
		酒 井 以	絵		
8	珍獣ドクターのドタバタ診察日記 動物の命に「まった」なし！	田 向 健 一	著	ポ プ ラ 社	” (高)
9	スカートはかなきゃダメですか？ ジャージで学校	名 取 寛 人	著	理 論 社	中 学 生
		マツト 和 子	著		
10	ナビラとマハラ 「対テロ戦争」に巻き込まれた二人の少女	宮 田 律	著	講 談 社	”
			イラスト		

◎岡山県告示第五百五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	封印発禁TVDX前人未踏！超拡大 号放送禁止問題映像100+α	ミリオン出版
2	月刊誌	実話ナックルズ 10月号	ミリオン出版
3	〃	a ya 10月号	宙出版
4	〃	BOY'S SPIRITS 11月号	サン・メグイン アレッジ

◎岡山県告示第五百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

アイン薬局吉備中央店

加賀郡吉備中央町吉川七五二〇一〇

平成二十九年十月一日

◎岡山県告示第五百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

そうごう薬局笹沖店

倉敷市笹沖二〇一

平成二十九年十月十日

◎岡山県告示第五百八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま 早島事業所

2 所在地

都窪郡早島町早島二二九―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社HUGHUG

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区下中野三二三―一―三

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 事業所番号

三三五二六〇〇四七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

# 平成29年10月13日 岡山県公報 第11931号

◎岡山県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南浦金光線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口市金光町佐方三〇四四番三地区から 浅口市金光町佐方三〇三二番七地区まで	新	一四・〇 二七・八	一五九・〇
浅口市金光町佐方三〇四四番三地区から 浅口市金光町佐方三〇三二番七地区まで	旧	一四・〇 二五・四	一五九・〇

〔四三八〕行政不服審査法（平成二十六年法律六十八号）第八十五条の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間における同法第八十四条に規定する不服申立て（岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく審査請求を除く。）の処理状況を次のとおり公表する。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

審査請求の処理状況

一 請求件数

一九件

二 処理の内容別の件数

認容

〇件

棄却

四件

却下

一件

取下げ

二件

平成二十九年三月三十一日において処理が終了していないもの

一二件

三 根拠法令別の件数

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

二件

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律

第二百二十三号）

四件

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）

九件

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

一件

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第

百三十四号）

三件

〔四三九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年十月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オリーブの家

三 代表者の氏名

山本 康世

四 主たる事務所の所在地

津山市中島二三二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、貧困母子家庭に対して、社会復帰、就職、再婚、出産できる環境作りの支援活動、更にDV（精神的パワハラ、モラハラを含む）に悩む女性と子供の一時保護シェルターを完備し、専門家による心のケアを行う。家庭内や男女間で問題を繰り返さないためのアドバイスや個人カウンセリング、交流会を行い、コミュニケーションセミナーを開催することで貧困、DVを防止し、社会貢献していく。またこの活動を通して、人の心も身体も明るく健全にしていくことを目的とする。

〔四四〇〕平成二十九年八月二十九日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

平成二十九年十月十三日

中止する公聴会  
岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	岡山県南広域都市計画道路の変 更
公聴会の開催期日	平成二十九年十月十八日午 後二時から
公聴会の開催場所	総社市中央一丁目一 番一号 総社市役所西庁舎三 階三〇一会議室(東)

〔四四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字荒神後四〇八―四八、四〇八―四九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市笹沖五〇九―四

山本 恭平

三 許可番号

岡山県指令建指第一六六号